市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成18年11月1日

岩手県知事　増　田　寛　也

岩手県規則第142号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第70号）及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第71号）の施行期日は、平成19年1月1日とする。